

事業主（広告主）の皆様へ

屋外広告物のルールを守り



安全で美しい宮崎を！

屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける役割を担います。しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、街並みや自然の景観を損なうだけでなく、落下等の事故により人々に危害を及ぼす恐れもあります。

そこで、宮崎県では良好な広告景観の形成を進めるため、宮崎県屋外広告物条例により必要な規制を行っています。（宮崎市の区域では、宮崎市屋外広告物条例が適用されます。）

屋外広告物とは？

継続的に（常時又は一定の期間継続して）

屋外で

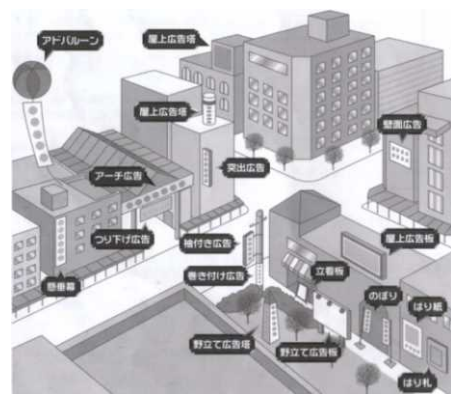
多くの人たちに対して（公衆に表示される）

看板や工作物等を使って表示するもの

（看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、建物その他の工作物に掲出・表示されるもの）

※営利目的の商業広告だけでなく、自分の敷地内に掲出するものや、文字を使わない絵画や写真も対象となります。

※屋外広告物の設置工事の依頼先は、登録業者でなければなりません。



どんな手続きや基準があるの？

屋外広告物を掲出するためには、原則として許可が必要です。

必ず許可を受けてから掲出するようにしてください。ただし、一定の基準内の広告物については、規制の適用が除外され、許可不要で掲出できます。

地域や広告物の種類ごとに、面積や高さ等の基準があります。

地域は禁止地域（原則として掲出できない）と規制地域（許可を受ければ掲出できる）に大別され、さらに、土地の利用状況に応じて6段階に区別されます。また、広告物の種類ごとに設定された面積や高さ、幅、個数などの基準を満たす必要があります。

掲出する前にあらかじめご相談ください！

事前の相談や許可手続きを行わずに掲出したことで、基準違反の広告物として指導対象になるものが多発しています。屋外広告物を掲出する前に、下記お問い合わせ先へご相談ください。

お問い合わせ先

宮崎市外の区域

（屋外広告物の許可について）

最寄りの 土木事務所 管理担当 又は 西臼杵支庁土木課 管理担当

（屋外広告物の登録について）

宮崎県都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 ☎ 0985-24-0041

宮崎市の区域

宮崎市景観課

屋外広告物指導係

☎ 0985-21-1817

みんなで美しい宮崎づくりを進めましょう！



事業主（広告主）の皆様へ

広告物の落下事故は あなたの会社やお店の 信用も落とします



平成27年2月、北海道札幌市内で屋外広告物の一部が落下し、歩行者を直撃して意識不明の重傷を負わせる事故が発生しました。

屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされています。表面はきれいでも、内部が劣化し落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！



安全管理って何をすればいいの？

危険の兆候を確認！ 早期発見が事故を防ぎます。



サビ

鉄骨やボルトのサビは、
破損の第一歩



汚れ

サビ汁がたれていたら、
内部が腐食しているかも?!



ズレ

盤面のズレや取付具の
欠落は落下の前触れ



照明不点灯

漏電している場合は、
火災の危険性も！

サビが出てるけど、どう対処したら…？

**見つけたら専門業者に相談！
早期対応が費用を抑えます。**

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、
放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がかかります。

事故が発生した場合は、賠償責任を問われることもあります。

そのような事態にならないよう、危険箇所を発見したら屋外広告主
や屋外広告業者などの専門業者に相談しましょう。



袖看板の底部脱落



ポール看板の倒壊

どのタイミングで点検するの？

更新申請時に総合的な点検を！

看板は、会社やお店の「顔」です。いつでも綺麗かつ安全であるために、安全点検のスケジュール化が有効です。
許可更新の申請のタイミングで、しっかりと安全点検を行いましょう。また、許可の必要のない広告物であっても
定期的な安全点検を実施しましょう。

日常の管理と定期的な安全点検で、あなたの看板は美しく長持ち！